

様式第2号（第5条関係・全体評価）

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部 局 名：農林部

事業種名：治山・森林管理道整備事業

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

治山事業の実施に当たっては、木製品の積極的な利用や立木の伐採を最小限にとどめるなどして、環境への負荷を軽減するよう努めた。谷止工では鋼製資材を使用した工法を採用して周囲の景観になじむよう配慮し、環境配慮方針の実践に努めた。

森林管理道の整備に当たっては、木製品や再生資材の積極的な活用に努め、また環境対策型機械の使用などにより、環境配慮方針の実践に努めた。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

（治山事業）

- ・丸太筋工や仮設工で木材の利用に努め、環境への負荷の軽減を図った。
- ・コンクリートを使用しない工法の採用や、鋼製組立網を採用することにより、水質保全を図るとともに周囲の景観との調和に配慮した。
- ・環境対策型建設機械の採用などに努め、環境への負荷の軽減を図った。
- ・立木の伐採が最小限となる工法を選定し、現場環境への影響を最小限に抑え、周囲の景観との調和を図った。
- ・資材の運搬等にモノレールを使用し、現地地形や植生への影響を最小限に抑えた。

（森林管理道整備事業）

- ・壁面の緑化が可能な補強土壁工の採用により、周囲の景観との調和に配慮するとともに、現場発生土の軽減に努めた。
- ・環境対策型建設機械の採用などに努め、環境への負荷の軽減を図った。
- ・木柵工の設置や、グレーベージュ塗装のガードレールの採用により、周囲の景観への調和に配慮した。

3 今後の方針

(環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。)

治山事業では、木材の活用や適切な工法選択などにより、自然景観に配慮した施工に努める。また、治山構造物の設置箇所や工種の見直しなどにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

森林管理道整備事業では、木材や再生資材の積極的な活用などにより、環境への負荷の軽減に努める。道路幅員の縮減や線形の選択などにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

4 課題

(環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。)

公共工事の実施に際しては、環境への配慮と同時にコストの縮減、品質の確保についても求められている。このため、事業の計画・設計段階から施工段階を通して、自然環境への配慮とともに、コスト縮減及び工事の品質確保が図ることのできる工種・工法の選択などについて、検討をする必要がある。

5 事業一覧

(様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：27年度

部局名：農林部

事業種名：治山、森林管理道整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	森林管理道開設事業（西名栗）	施工段階	16	13	81.3	4
2	森林管理道改良事業（広河原逆川）	施工段階	15	12	80.0	4
3	森林管理道改良事業（大名栗）	施工段階	14	12	85.7	4
4	森林管理道開設事業（御岳山2号）	施工段階	15	14	93.3	5
5	森林管理道開設事業（八日見）	施工段階	16	15	93.8	5
6	森林管理道舗装事業（皆本沼里）	施工段階	12	10	83.3	4
7	森林管理道舗装事業（赤木慈光）	施工段階	11	10	90.9	5
8	予防治山事業（赤沢）	計画段階	4	3	75.0	3
9	予防治山事業（赤沢）	設計段階	9	8	88.9	4
10	復旧治山事業（下木影）	施工段階	13	13	100.0	5
11	予防治山事業（弟富士山）	施工段階	8	8	100.0	5
12	予防治山事業（平溝）	計画段階	5	5	100.0	5
13	予防治山事業（平溝）	設計段階	12	12	100.0	5
14	予防治山事業（矢那瀬）	計画段階	5	5	100.0	5
15	予防治山事業（矢那瀬）	設計段階	10	10	100.0	5
	合計		165	150		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター（林業部）

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道開設事業（西名栗）
事業の規模	幅員4.0m,延長195m	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	平成6年～平成32年	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>本線は、全体計画約20kmの林道の開設事業であり、現在は未開設区間を2工区で開設工事進めている。 この林道は、利用区域内の豊富な森林資源を効率良く利用するための基幹道としての機能が求められており、他の林道とも連絡線形を形成する重要な路線となっている。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 工事に使用する機械は、仕様書で排ガス対策型を指定した。
- ・ 擁壁は、発生土を利用する補強盛土工法とした。
- ・ 残土は現場内で処理できるように、切土と盛土のバランスを考えた施工とした。
- ・ ガードレールの色は環境に配慮したグレーベージュとした。
- ・ 法面保護工は、できるだけ緑化可能な工法を選定した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道開設事業（西名栗）
-----	----------------

基本方向 1		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					✓	✓

基本方向 2		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					✓	
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
			実施率 (b/a(%))		合計 (a)	合計 (b)	
		81		16	13		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター（林業部）

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道改良事業（広河原逆川）
事業の規模	幅員4.0m,延長356m	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	平成22～28年	段階	施工段階
事業の概要： 本線は、飯能市の有間ダムから有馬峠を結び、秩父に通じる林道である。木材搬出や森林整備など林業用として活用されるだけでなく、登山やドライブ等の観光目的としての一般車両の通行も多い。 本事業は、豪雨により一部暴落した路肩の補修や幅員の狭い箇所の拡幅及びアスファルト舗装の打ち替えなどを実施し、車両通行の安全性を向上させるものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 工事に使用する機械は、仕様書で排ガス対策型を指定した。
- ・ 擁壁は、発生土を利用する鋼製L型擁壁工法とした。
- ・ 残土は現場内で処理できるように、切土と盛土のバランスを考えた施工とした。
- ・ ガードレールの色は環境に配慮したグレーベージュとした。
- ・ アスファルトは再生材を使用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（広河原逆川）
-----	------------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					✓	✓

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。						
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					✓	
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
					80	15	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター（林業部）

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道改良事業（大名栗）
事業の規模	幅員4.0m,延長148m	実施場所	飯能市大字下名栗地内
計画期間	平成21～28年	段階	施工段階
事業の概要： 本線は、稜線沿いを通る既設の基幹林道である。開設後の降雨や凍結・融解により法面の風化が進み、崩落が発生したため、これを復旧するとともに法面を安定させる工事を行うものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・工事に使用する機械は、仕様書で排ガス対策型を指定した。
- ・残土は現場内で処理できるようにした。
- ・法面保護工は、できるだけ緑化可能な植生基材吹付工を選定した。
- ・法面保護工には、間伐材を利用した木柵工を施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（大名栗）
-----	----------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					✓	✓

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。						
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					✓	
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
					86	14	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道開設事業（御岳山2号）
事業の規模	幅員3.5m 延長189m	実施場所	秩父郡小鹿野町両神小森地内
計画期間	平成10～28年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>秩父市及び小鹿野町における森林整備の推進を目的として、秩父市大滝と小鹿野町両神小森とを結ぶ計画総延長8,400mの森林管理道を整備する事業である。</p> <p>平成27年度は御岳工区(秩父市側)46m、及び鳩の沢工区(小鹿野町側)155mを開設した。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

工事資材として県産木材を積極的に利用し、木材利用の推進に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道開設事業（御岳山2号）
-----	------------------

基本方向1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
					93.3%	15	14

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道開設事業（八日見）
事業の規模	幅員4.0m 延長110m	実施場所	秩父郡小鹿野町三山地内
計画期間	平成5～28年度	段階	施工段階
事業の概要： 当路線は秩父郡小鹿野町河原沢（尾ノ内地区）と秩父郡小鹿野町両神薄（日向大谷地区）を延長9,400mで結ぶ森林基幹道である。当該区域における森林整備の促進を図るとともに、あわせて、日向大谷地区と他の地区を結ぶ交通経路は県道1本のみであることから、災害時の迂回路としての機能を有する林道として整備する。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・環境に配慮し、排出ガス対策型の建設機械を使用した。
- ・よう壁は、壁面の緑化が可能な補強土擁壁を採用し、景観を考慮すると共に現場発生土軽減を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道開設事業（八日見）
-----	----------------

基本方向 1		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					✓	✓

基本方向 2		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
					93.8	16	15

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道舗装事業（皆本沼里）
事業の規模	幅員4.0m 延長1,200m	実施場所	秩父郡小鹿野町両神薄地内
計画期間	平成18～27年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>本線は秩父郡小鹿野町の連絡林道として、三山の皆本地区と両神薄の沼里地区を結ぶ路線であり、森林整備路及び交通の利便を確保する路線である。</p> <p>林業用車両等の通行の安全確保、路面洗掘の防止及び雑草等々の維持管理の軽減を目的として、アスファルト舗装を実施して森林管理道としての機能の維持を図る。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・現場で使用される重機類、車両に排出ガス対策型の建設機械を使用し環境負荷を軽減した。
- ・木柵工及び木製水路盤の使用など木材の有効利用を促進した。
- ・水路工（側溝、横断溝）の基礎材に再生砕石を使用し、再生資源の活用を図った。
- ・ガードレールにグレーベージュ塗装のものを使用して景観に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道舗装事業（皆本沼里）
-----	-----------------

基本方向 1		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。						
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。						
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。						
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					✓	
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向 3 自主的取組の促進		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供しよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
		実施率 (b / a (%))		合計 (a)	合計 (b)		
		83.3%		12	10		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山・森林管理道	事業名	森林管理道舗装事業(赤木慈光)
事業の規模	幅員4.0m、延長 2,197m	実施場所	比企郡小川町大字上古寺地内
計画期間	平成24～28年度	段階	施工段階
事業の概要： 本線は比企地域連絡林道の1つで、ときがわ町と小川町を結び、森林整備路網を形成する路線である。 本線には縦断勾配が急な箇所があり、路面洗掘等により林業用車両の通行に支障があることから、舗装を行い機能維持を図る。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・環境に配慮し、排出ガス対策型の建設機械を使用した。
- ・アスファルト合材および下層路盤材に再生資源を活用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道舗装事業（赤木慈光）
-----	-----------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					✓	✓

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。					-	-
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					-	-
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。					-	-

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					-	-
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					-	-
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					-	-
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					-	-
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					-	-
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック		
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。								
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓	
						実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
						90.9	11	10

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター（林業部）

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（赤沢）
事業の規模	ロープ伏工 304m ² 高エネルギー吸収柵工 140m	実施場所	飯能市大字赤沢地内
計画期間	平成27年～平成30年	段階	計画段階
事業の概要： 山腹に露出した岩が風化、はく離し、落石となって落下し県道直上の人家まで達した。この落石を防ぐため、岩盤にロープ伏工を施工するとともに、ロープ伏工で防止できない直径50cm未満の落石については、下方に高エネルギー吸収柵を施工して、落石による保全対象への被害を防止する。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 工法の検討に当たっては、環境に負荷をかけないように、重機による掘削ないものを採用した。
- ・ 材料の運搬に当たっては、地形の改変を最小限にとどめるようモノレールを計画した。
- ・ 仮設の落石防護柵に木柵工を計画した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（赤沢）
-----	------------

		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。						
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。						
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。						
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。						
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。						
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。						
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
					75	4	3

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター（林業部）

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（赤沢）
事業の規模	ロープ伏工 304m ² 高エネルギー吸収柵工 140m	実施場所	飯能市大字赤沢地内
計画期間	平成27年～平成30年	段階	設計段階
事業の概要： 山腹に露出した岩が風化、はく離し、落石となって落下し県道直上の人家まで達した。この落石を防ぐため、岩盤にロープ伏工を施工するとともに、ロープ伏工で防止できない直径50cm未満の落石については、下方に高エネルギー吸収柵を施工して、落石による保全対象への被害を防止する。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・工法の検討に当たっては、環境に負荷をかけないように、重機による掘削ないものを採用した。
- ・材料の運搬に当たっては、地形の改変を最小限にとどめるようモノレールを計画した。
- ・仮設の落石防護柵に木柵工を計画した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（赤沢）
-----	------------

基本方向 1		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。						
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。						
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。						
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
					89	9	8

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（下木影）
事業の規模	施工面積 0.81ha	実施場所	秩父市浦山地内
計画期間	平成24～28年度	段階	施工段階
事業の概要： 豪雨等により山腹の崩壊が発生したため、今後の崩壊の拡大及び表面浸食の防止を目的として、斜面の安定と早期緑化を図る。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ダム上流部のため、透水性のある大型かご枠等を施工し、環境に配慮しつつ景観になじむ構造にするとともに、下流のダムへの土砂流出を防止した。
- ・柵工及び筋工は丸太によるものとし、県産材を使用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（下木影）
-----	-------------

基本方向1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					-	-
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					-	-
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					-	-

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					-	-
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
			実施率 (b / a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
		100		13	13		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（弟富士山）
事業の規模	0.01ha 高エネルギー吸収柵 44.0m	実施場所	秩父市荒川日野地内
計画期間	平成26～27年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>当該地域は、急峻な地形、風化の進んだ地質等の自然条件から、落石が発生する危険性がある。工事箇所の下部には、人家6戸、市道0.1kmがあり、落石から保全対象を保護するため、落石緩衝柵を設置した。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

金網の落石防止柵工を採用し、周囲の景観になじむよう努めた。
また、現地の地形や植生への影響を最小限とするよう努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（弟富士山）
-----	--------------

基本方向 1		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					-	-
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					-	-
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					-	-
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					-	-

基本方向 2		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。					-	-
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					-	-
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。					-	-

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					-	-
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					-	-
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					-	-
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					-	-

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
			実施率 (b/a(%))		合計 (a)	合計 (b)	
		100		8	8		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（平溝）
事業の規模	施工面積 0.17ha	実施場所	秩父市浦山地内
計画期間	平成27～28年度	段階	計画段階
事業の概要： 急峻な地形や風化の進んだ地質等の自然条件から、山腹崩壊の恐れがあるため、予防対策としての山腹基礎工及び山腹緑化工を実施することにより、斜面の安定、表面浸食の防止及び植生の導入を図る。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ダム上流のため、透水性のある大型かご枠を施工し、環境に配慮するとともに、下流のダムへの土砂流出を防止した。
- ・丸太筋工などの木製構造物を採用し、再生可能な自然素材を活用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（平溝）
-----	------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。						
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。						
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。						
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。						
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。						
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供しよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
		実施率 (b / a (%))		合計 (a)	合計 (b)		
		100		5	5		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（平溝）
事業の規模	施工面積 0.17ha	実施場所	秩父市浦山地内
計画期間	平成27～28年度	段階	設計段階
事業の概要： 急峻な地形や風化の進んだ地質等の自然条件から、山腹崩壊の恐れがあるため、予防対策としての山腹基礎工及び山腹緑化工を実施することにより、斜面の安定、表面浸食の防止及び植生の導入を図る。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ダム上流部のため、透水性があり景観にもなじむ大型かご枠を設計し、環境に配慮するとともに、下流のダムへの土砂流出を防止した。
- ・丸太筋工などの木製構造物は県産材とし、再生可能な自然素材を活用した設計とした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（平溝）
-----	------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					-	-
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					-	-
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					-	-

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					-	-
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
			実施率 (b/a(%))		合計 (a)	合計 (b)	
		100		12	12		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	予防治山事業（矢那瀬）
事業の規模	ロープ伏工（1232m ² ） ロープ掛工（457m） 落石防護工（228m）	実施場所	秩父郡長瀨町大字矢那瀬字坂本
計画期間	平成27～30年度	段階	計画段階
事業の概要： ・ロープ伏工、ロープ掛工の施工により、個々の浮石・転石を固定し保全対象への被害を防ぐ。 ・落石防止柵の施工により、落石群を全体的に抑止又は減殺する。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・事業区間は、山腹斜面上中部においてコナラ、ケヤキなどの広葉樹が、斜面下部においてスギなどの針葉樹がみられるなど、多様な植生が広がっている。また、斜面上方にはクラックの多い不安定化した岩塊があり、転石が樹木に引っかかっている状況も見受けられる。山腹斜面の直下には住宅地が密集しているため、現地の地形に合わせて配置できるロープ伏工、ロープ掛工および落石防護工を計画し、樹木の伐採を最小限に抑え、周囲の景観になじむよう努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（矢那瀬）
-----	-------------

基本方向1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。						
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。						
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。						
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。						
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。						
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
					100	5	5

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	予防治山事業（矢那瀬）
事業の規模	ロープ伏工（1232m ² ） ロープ掛工（457m） 落石防護工（228m）	実施場所	秩父郡長瀨町大字矢那瀬字坂本
計画期間	平成27～30年度	段階	設計段階
事業の概要： ・ロープ伏工、ロープ掛工の施工により、個々の浮石・転石を固定し保全対象への被害を防ぐ。 ・落石防止柵の施工により、落石群を全体的に抑止又は減殺する。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・事業区間は、山腹斜面上中部においてコナラ、ケヤキなどの広葉樹が、斜面下部においてスギなどの針葉樹がみられるなど、多様な植生が広がっている。また、斜面上方にはクラックの多い不安定化した岩塊があり、転石が樹木に引っかかっている状況も見受けられる。山腹斜面の直下には住宅地が密集しているため、現地の地形に合わせて配置できるロープ伏工、ロープ掛工および落石防護工を設計し、樹木の伐採を最小限に抑え、周囲の景観になじむよう努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（矢那瀬）
-----	-------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					-	
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					-	
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					-	

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。					-	
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。					-	

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					-	
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					-	
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					-	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
			実施率 (b / a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
		100		10	10		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。